

新型インフルエンザ等対策政府行動計画における 未発生期の関係省庁対応事項の進捗状況について (概要)

- 政府行動計画の未発生期に記載された内容についての各府省庁の対応について、昨年のフォローアップ以後、新たに実施した事項を中心に整理したもの。(詳細は資料1-2を参照)
- 今後も1年に1度定期的にフォローアップを行う予定。
- 本資料は、平成28年12月13日時点のものである。

平成28年12月22日
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

(1) 実施体制

※《 》については、資料1-2の番号を指すものとする。

1. 行動計画等の作成(国、地方公共団体、指定公共機関等)

○市町村、指定(地方)公共機関では、行動計画・業務計画の作成を進めている。(【資料1-3】参照)《1》

※市町村行動計画については、1741市町村中1736市町村で作成済。(平成27年10月時点:1741市町村中1641市町村で作成済)

※指定公共機関の業務計画については、105機関中101機関で作成済。(平成27年10月時点:102機関中101機関で作成済)

※指定地方公共機関の業務計画については、1073機関中1008機関で作成済。(平成27年10月時点:1057機関中773機関で作成済)

○行動計画・業務計画の作成状況を定期的に調査し、作成が遅れている市町村・機関を対象に、作成の働きかけ・支援を実施しており、今後も継続して取り組む。《4》

※特に行動計画作成中の5市町村については、可能な限り早期の作成のための働きかけ等を引き続き実施。

○「新型インフルエンザ等対策中央省庁業務継続ガイドライン」の改定(平成26年3月)を踏まえて、関係府省庁で業務継続計画の改定等を実施しており、関係省庁の状況を随時把握していく。《2》

※24府省庁等で改定済(平成27年10月時点:17省庁)、外務省において改定予定。

2. 訓練の実施等

○政府全体の「新型インフルエンザ等対策訓練」を昨年度は平成27年11月、本年度は12月に実施。(【資料2】参照)《3》

※平成27年11月の訓練については、19全関係府省庁及び最高裁判所、47全都道府県、684市町村、73指定公共機関で各機関が主催の訓練を実施。

※平成28年6月に都道府県を対象とした訓練説明会を開催し、本年度の政府連絡訓練への指定地方公共機関の参加及び都道府県主催訓練の実施等について依頼。

※平成28年12月の訓練については、19全関係省庁及び最高裁判所、47全都道府県、803市町村、96指定公共機関で各機関が主催の訓練を実施。

○平成28年6月、地域の状況に応じた緊急事態宣言下における施設の使用制限等の措置の決定に関する留意事項等を整理した「新型インフルエンザ等発生時対応検討支援ツール」を作成し、都道府県へ配布。《3》

○都道府県における訓練の底上げによる対応練度の向上を図るため、平成28年度訓練促進事業において、地方自治体の実施する訓練の資料・映像を取りまとめたモデルケースを作成中。《3》

(1) 実施体制

3. 国際間の連携

○被災国政府等の要請に応じて、海外における感染症の流行に迅速に対応するため、国際緊急援助隊の感染症対策チームを創設し、派遣体制の整備・強化に取り組み中。《10》

※平成28年7月、コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、延べ17人の感染症対策チームを初めて派遣

(2) サーベイランス・情報収集

○高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の診断、治療に関する調査・研究をベトナムなど発生諸外国と連携して実施。(【資料1-4】P12参照)《11》

○国において、国際機関(WHO、OIE、FAO)、研究機関(J-GRIDの海外拠点等)、都道府県等を通じ、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等の情報を収集。《13》

○季節性インフルエンザの患者発生、入院患者、学校休業の状況やウイルスの性状等のサーベイランスを実施。《14~17》

○第12回新型インフルエンザ等有識者会議(平成27年10月29日)取りまとめを受け、新型インフルエンザ発生時における新たな被害想定について調査研究を開始。(【資料3】参照)《20》

(3) 情報提供・共有

○平時からメールマガジン(感染症エクスプレス等)、Twitter、HP等において、国民等に新型インフルエンザ等の基本的な情報や感染対策について継続的な情報提供を実施することにより、発生時においてもスムーズな情報提供ができる体制を整備。《21~23》

○政府広報オンラインに、平成27年12月より、暮らしのお役立ち記事「正しい知識を持って!「新型インフルエンザ」に備える。」を掲載し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を実施。《21》

※「正しい知識を持って!「新型インフルエンザ」に備える。」(URL: <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201512/1.html>)

○新型インフルエンザ等対策普及啓発促進事業として、平成28年2月に広島県内の教育関係者を対象としたシンポジウムを開催し、新型インフルエンザ等の正しい知識の習得を促進。《21》

(4) 予防・まん延防止

1. 水際対策

○検疫所(12空港)において、新たに感染拡大の防止や人権に配慮した有症者待機室を整備。《28》

2. ワクチンの備蓄

○本年の厚生科学審議会感染症部会において、危機管理上の重要性の高い株(チンハイ株(1,000万人分))を備蓄することとした。(【資料4-1】参照)《35》

※ H5N1プレパンデミックワクチン(原液)の備蓄状況:①平成25年度 約1,000万人分(ベトナム株/インドネシア株)②平成26年度 約1,000万人分(アンフィ株)③平成27年度 約300万人分(チンハイ株)、約500万人分(インドネシア株)

3. ワクチンの研究開発

○平成30年度中に、全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産できる体制を整備。(【資料1-4】P14、15参照)《33》

○一部の新型インフルエンザワクチン(北里第一三共の細胞培養インフルエンザワクチン)について、小児への接種用量に係る薬事承認を取得。《33》

○経鼻投与式ワクチンの開発を目指し、基礎研究及び臨床研究を実施。(【資料1-4】P16参照)《33》

○H7N9プレパンデミックワクチンの国内臨床試験を実施。早期の実用化を目指す。《35》

4. ワクチンの接種体制の整備

○特定接種について、平成28年10月に医療分野(追加分)、国民生活・国民経済安定分野の基準に該当する事業者のWebシステムによる登録申請の受付を開始。平成29年度中に登録の完了を目指す。(【資料4-2】参照)《40~42》

※新型インフルエンザ等対策の実施等に携わる公務員についても、上記と同様のスケジュールで報告を実施。

○住民接種について、住民規模の異なるモデル市における接種体制の構築を具体的に検討し、他の市町村の参考となる報告書(手引き)を作成。平成30年度中に実施要領を定める予定。《39、43~45》

(5) 医療

1. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

○国及び都道府県において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量(国民の45%に相当する量)を確保。必要に応じて備蓄割合の検討を行い、引き続き、計画的かつ安定的に備蓄。(【資料4-1】参照)《61、62、70》

※国はタミフル(カプセル)1907万人分、リレンザ497万人分、タミフルドライシロップ55万人分、ラピアクタ55万人分、都道府県はタミフル(カプセル)2435万人分、リレンザ873万人分を備蓄済み。

○季節性及び動物由来人感染インフルエンザウイルスの薬剤効果を情報収集。(【資料1-4】P13参照)《60》

2. 地域医療体制の整備等

○政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県における医療体制の整備を支援。《48~50》

○感染症指定医療機関の整備、個人防護具の準備等に係る補助を行うための予算を確保。《50》

○地方自治体と共同で新型インフルエンザ等の発生を想定した机上訓練や、地方自治体や医療従事者を対象とした新型インフルエンザ等に関するワークショップを実施。《55》

○LAMP法を活用した迅速診断キットの現場での実用性について研究を開始。(【資料1-4】P12参照)《57》

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

○指定公共機関を対象に、新型インフルエンザ等対策に関する課題や意識、要望事項等の調査を実施し、平成28年4月に報告書を公表。同調査結果も踏まえ、指定公共機関の事業継続に関する考え方等について調査を実施。《65》

○都道府県に対し、広域的な火葬に関する計画の早期策定及び点検を依頼。《69》

※平成28年1月末時点で、35都道府県が計画を策定済み、12府県が検討中。